



(社) 土木学会関東支部

Student Chapter 規約

Student Chapter の活動目的

Student Chapter のメンバー（以下メンバー）は、以下の目的をもって活動を行う。

- ① 学内、学外の土木学会や学会員が主催する講演会やワークショップなどに参加し、土木工学に関する知識を修得するとともに、土木工学に対する理解を深める。
- ② 実際に土木技術が使われている現場を体験する見学会などに積極的に参加し、見聞を広めるとともに、土木工学に対する理解を深める。
- ③ 学内、学外の学生会員などと交流し、親睦を深めると同時に、土木工学における問題などを議論し、土木工学に関する理解を深める。
- ④ 上記の活動を企画・実施し、また土木学会が主催する活動へ積極的に参加することで、土木学会の役割を理解し、将来に渡って土木学会の会員として活動を行っていく素養を養う。

Student Chapter の設置と組織

- ① 各高専、大学、大学院の土木系の学科、専攻などに所属し、土木学会学生会員である学生 5 名以上によって Student Chapter の設置を申請することが出来る（様式 - 1）。
- ② 申請に当たっては、当該教育機関に所属する土木学会の正会員・フェロー会員 1 名にアドバイザーを依頼し、推薦を受けなければならない。
- ③ また、Student Chapter のメンバーは、互選で下記役員を選出しなければならない。
代表、副代表、会計、広報
なお、上記以外の役職を、アドバイザーの了承を得た上で適宜設置することができる。

Student Chapter の活動

上記の活動目的を達成するために、以下の具体的な活動を行うものとする。

- ① Student Chapter 会議の開催（最低年 2 回）
- ② Student Chapter 全体会議（年 1 回開催）への参加（代表 1 名以上）
- ③ 新入生を対象とする講演会の開催（年 1 回）
- ④ 土木学会関東支部が主催・共催する現場見学会などの行事への協力。
- ⑤ 活動の公開。
- ⑥ 年次活動報告書（様式 - 2）の作成（土木学会関東支部に提出）。

Student Chapter への補助

活動のために必要な経費に対して申請（様式 - 3）があった場合は、年 5 万円を上限に補助を行う。

以 上